

1. 開 会

事務局 これから第3回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、倉阪委員、矢内委員、米谷委員、佐藤委員から、あらかじめ所用のため欠席という連絡がございました。また、清野委員、村木委員、本木委員につきましては、少々遅れるという連絡が入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在、委員 21 名中 14 名の出席をいたしております、設置要綱 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

2. あいさつ

事務局 はじめに、大槻副知事から一言お願ひいたします。

大槻副知事 皆さん、こんばんは。

きょうで3回目になります再生会議に、お忙しい中、委員の皆さんも、また会場の傍聴の皆さんも、ご参加いただきましてありがとうございます。

前回、第2回目は1月26日に本会議が開かれたわけですが、その後、私どもの議会関係が昨日終わりました、予算の関係も、三番瀬予算は骨格予算という形で部分的になっておりますが、一応ご承認いただいております。以降、6月の議会の中で追加した部分が全体として出ることになるかと思っております。

本日は、第2回会議等で十分議論できなかった部分が一部ございます。千葉港の - 12 m 岸壁についての扱いとか、行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験についての説明等がまだ残っております。さらに、きょう新しく報告事項として、資料に既に入っておりますが、行徳湿地の連携検討調査についての説明等も行いたいと考えておりますが、一番大事なのは、第1回目で説明した再生会議の具体的役割について再確認ということで、時間をいただきまして説明を申し上げたいと思っております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、また後ほど事務局からご提案等があるかと思っておりますが、私ども県といたしましては、できれば次回のこの会議で、再生計画のいわゆる基本計画について、皆様方に諮問、そして具体的にご検討いただいた後、答申いただきたいという気持ちでございます。2月の定例議会の中でも、本三番瀬問題についていろいろご議論がありました。その辺も頭に置きまして、私ども県としては、できるだけスピーディーに具体的計画をご審議いただいた後、具体的実行に移らせていただきたいと、かように考えております。

本来でございますと、きょう堂本知事が参加してご挨拶申し上げるところでございますが、公示、そして選挙戦が3月13日でございますものですから、諸般の事情で参加できないことをくれぐれもお詫びと、よろしくという伝言でございました。

以上で、私から開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきますが、よろしくご審議お願ひ申し上げます。

事務局 続きます、大西会長にご挨拶いただき、議事に入らせていただきます。

大西会長 ご苦労さまです。

いま副知事からお話がありましたように、議会のほうでもこの三番瀬問題がいろいろ取り上げられたようであります。やや議論が遅いのではないかという指摘もあるようです。再生会議が発足してからいろいろ時間を取りながら議論しているのは事実であります。多くの方々は、円卓会議終了後直ちに再生会議を発足する準備ができていたと思いますので、再生会議の議論が遅いのではなくて、立ち上がった時期が非常に遅かったということが大きな理由ではないかと思います。その辺、誤解のないようお願いしたいと思います。

3. 議 事

大西会長　それでは、これから議事に入ります。

まず、前回の会議の確認をしたいと思います。

資料としては、別冊の1～2ページに「第1回及び第2回再生会議結果」として取りまとめられています。ここで、これまで確認したことについて一応整理しておこうという趣旨であります。これをご覧いただきたいと思います。

それから、平成16年度事業について、三番瀬漁場再生事業、市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査、三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」、環境学習及び利用・管理に関する検討、三番瀬「市民参加による現地調査事業」の五つの事業について、再生会議としての意見を取りまとめて、意見を踏まえて事業を進めていただきたいということをまとめたわけであります。それが1ページの「まとめ」の下のほうの「第2回会議」の1から次のページの5までに当たります。

第1回の会議では、設置要綱について概ねまとめて、再生及び利用に係る重要事項というこの再生会議で審議する事項であります。この重要事項について、どういう内容が重要事項に相当するのか、この点についてはきょう議論することになります。

本日は、前回議論できなかった部分として、いま申し上げた三番瀬再生会議の役割について、及びスケジュールということであります。「第3回『三番瀬再生会議』」と書いてある本資料の1ページを開けていただきますと「8ページ」というのがあると思いますが、これは第1回目から使っている資料で、まだ積み残しているところについて書いてありますので、ページが8ページから始まります。その8～19ページの部分が、三番瀬再生会議の役割及びスケジュールについて書いてあるところです。これが一つの議題です。

それから、前回議論して継続審議となりました千葉港葛南中央地区の-12m岸壁の整備について、特に三番瀬側といいますか海側に29m張り出すことになっていきますので、その必要性を改めて説明してもらおうということと、人工海底といいますか、パイプ状にしていわば棚のようなものをパースの下につくるという構造になっているわけですが、構造の一部を利用できる海中のスペースがあるということですので、その活用といいますか使い方について説明を改めてしてもらおうということが二つ目です。

それから、前回議題として用意していたのですが、説明できなかった行徳塩性湿地における貧酸素水改善の実験について説明をしていただきたい。

二つプラス一つ、三つの議題を用意しています。この順番で進めていきたいと思います。

それから、16年度の事業について、平成17年度三番瀬自然環境調査と三番瀬フェスタの開催結果の報告がありますので、後ほど報告してもらいたいと思います。報告事項が三

つあるということです。

今のような格好で進めていきたいと思いますが、何か議事の進め方についてご意見がありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、今のようにしていきます。

(1) 三番瀬再生会議の役割等について

(2) スケジュールについて

大西会長 会議資料の8ページから19ページです。関連する補足資料が別冊の3~12ページです。これらを含めて、再生会議の役割について県からもう1度説明を受けたいと思います。お願いします。

事務局 それでは資料について説明いたします。

まず、「第3回『三番瀬再生会議』」という「次第」のついた資料を1枚めくっていただきますと、8ページというところに資料No.1-6「三番瀬再生会議の役割について」がございますので、ここからスタートさせていただきます。

三番瀬再生会議の役割についてですが、知事は、三番瀬再生計画案を尊重して再生計画（基本計画及び事業計画の2部構成）を策定するとともに、三番瀬の再生はマネジメント・サイクルの考え方に従い進めることとし、三番瀬再生会議との関わり方を次のように整理しました。

1 再生計画の策定

先ほど申し上げましたが、再生計画は基本計画と事業計画の2部構成になっている。そのうちの(1)再生計画（基本計画）の策定についてです。

- ・三番瀬再生会議は、知事から再生計画（基本計画）の諮問を受け、知事に答申を行う。
- ・知事は答申を受け、広く県民の意見を募集（いわゆるパブリックコメント）を実施した上で、再生計画（基本計画）を策定する。

この部分につきましては、別冊資料の3ページ、補足資料No.-1「三番瀬再生計画の構成について」を同時に見ていただきたいと思います。

一番上に「円卓再生計画案」。本来「三番瀬再生計画案」ですが、円卓会議につくっていただきご提案いただいたものですので、「円卓再生計画案」と呼ばせていただいています。「円卓再生計画案 三番瀬の自然環境の再生についての基本的な方向性、考え方をご提案いただいたもの」。

これを受けまして、次の枠に入りますが、「県再生計画」。これは県が策定するわけですが、その内容が基本計画と事業計画の2部構成。上の基本計画の部分についていま説明したところがございます。基本計画について再生会議は知事から諮問を受け、知事に答申を行うということがございます。知事は、その答申を受け、パブリックコメントを実施した上で基本計画を策定する。

全体の流れについては、同じ資料の7ページに補足資料No.2-1「三番瀬再生計画（基本計画）策定に当たっての手順（案）」をお示ししておりますが、左側に「知事」がいて、右側に「三番瀬再生会議」がある。知事が基本計画案を策定し、 に沿って三

番瀬再生会議のほうに諮問をする。三番瀬再生会議で議論いただいた後、 に従って答申をいただく。答申いただいたものを、 として答申を受け基本計画案の修正を行い、パブリックコメントを実施し、基本計画の策定という手順になっていくという形でございます。

元に戻っていただいて、「次第」のほうの資料 No. 1 - 6 の(2)の説明をさせていただきます。

(2) 再生計画(事業計画)の策定でございます。

- ・三番瀬再生会議は、知事から「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方(委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議からの意見を受け、「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方を定める。
- ・知事は、事業計画を策定するにあたり、必要に応じ、基本的な考え方に則り「個別の検討委員会」を設置することができる。
- ・三番瀬再生会議は、知事から事前に再生計画(事業計画)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(事業計画)を策定する。

全体の流れについては、もう1度別冊のほうをご覧いただきたいのですが、8ページに補足資料 No. 2 - 2 「事業計画策定に当たっての手順(案)」ということでお示ししております。中ほどに知事がありまして、右側に三番瀬再生会議がある。 のところに太い矢印が行ったり来たりしていますが、 の部分がいま説明した「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方の説明。それに対して として基本的な考え方に対する意見をちょうだいし、具体的に個々の「個別の検討委員会」の設置目的等について説明がもう1度で再生会議のほうに向かい、それに対する意見をちょうだいする。必要に応じて「個別の検討委員会」の設置と具体的な検討の依頼を として行う。個々の「個別の検討委員会」で議論した結果を として上げていただき、 事業計画案の策定ということになります。事業計画案を再生会議のほうに ということの説明をし、 事業計画案に対する意見をちょうだいし、 として意見を聞いて事業計画案の修正を行い(「意見を聞いて事業計画の修正」となっていますが「意見を聞いて事業計画案の修正」です)、 パブリックコメントを実施、その後、事業計画の策定という手順でございます。

以上が再生計画の事業計画の策定の手順でございます。

その次に、つくりました再生計画に基づき具体的な再生事業を実施することになるわけですが、それについて、「次第」のほうの資料 No. 1 - 6 の「2 再生事業の実施」の説明に入らせていただきます。

まず第1段階ですが、ここが冒頭お話しした「マネジメント・サイクルの考え方に従い進める」ということで、10ページに、「マネジメント・サイクルの考え方」ということでほぼ円形になっておりますが、一番上に「Plan」、次に「Do」、次に「Check」、次に「Action」、またそれが「Plan」に戻る。「Plan」「Do」「Check」「Action」、これがマネジメント・サイクルの考え方でございます。

そのうちのPlanの部分について、8ページ、「第1段階」というところで説明させ

ていただきます。

第1段階 事業計画に基づく実施計画の策定（Plan）でございます。

- ・知事は、再生計画（事業計画）に基づき策定する事業計画について、環境調査等による事前の情報収集を行い、事業の実施が三番瀬の再生へ寄与すること及び環境への影響について事前に評価したうえで、計画を策定するものとする。

また、その計画についても、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

これがPlanの段階でございます。

9ページをご覧ください。

第2段階 再生事業の実施（Do）の段階でございます。

- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を考慮して、再生事業を実施する。また、事業実施に伴う環境のモニタリングを実施する。

第3段階が評価（Check）の段階でございます。

- ・三番瀬再生会議は、知事から三番瀬全体の自然環境の継続的なモニタリング及び事業の実施に伴い実施する環境のモニタリング結果（以下「モニタリング結果」という。）について報告を受ける。
- ・三番瀬再生会議は、知事から報告のあったモニタリング結果について、専門家により構成される「評価委員会」に対し、モニタリング結果の評価を指示する。
- ・「評価委員会」は、三番瀬の自然環境が改善に向かっているかどうか、また再生事業が三番瀬の自然環境に影響がないかどうかを評価し、その結果を三番瀬再生会議に報告する。
- ・三番瀬再生会議は、「評価委員会」から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め意見を述べる。
- ・三番瀬再生会議は、必要があると認めるときは、知事に三番瀬の再生、保全及び利用について意見を述べるができる。
- ・また、知事は再生事業が終了した後も、一定の期間、環境のモニタリングを実施し、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

この部分がCheckでございます。

次の第4段階が、対策の検討（Action）でございます。

- ・知事は、三番瀬再生会議からの報告を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定する。また、知事は再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、三番瀬再生会議と協議して、対策を講じることとする。

今のPlan、Do、Check、Actionの部分について、別冊の資料を使って説明させていただきます。

別冊の資料の9ページ、補足資料 No. 2 - 3「実施計画策定に当たっての手順」です。

真ん中に知事がいまして、知事から、必要に応じて設置する「個別の検討委員会」に検討についての依頼をすることになります。その検討結果を受けて、実施計画案を策定する。その実施計画案について、三番瀬再生会議へ事前説明をし、ご意見をいただく。意見を聞いた上で、実施計画案の修正を行い、実施計画として策定するという流れになります。

いま説明したPlan、Do、Check、Actionの流れにつきましては、別冊

の 10 ページ、補足資料 No. - 3 をご覧いただきたいと思います。

左側が県、右側が三番瀬再生会議で、破線で区切ってございます。県の実施計画の検討 (P l a n) 再生計画の実施 (D o) 影響調査 (C h e c k) 評価 (C h e c k) その後に「継続または終了」なり「見直しまたは中止」といった A c t i o n を行い、ものによっては継続、場合によっては終了なり中止ということがこの段階で行われる。この P D C A が、先ほど申し上げたマネジメント・サイクルでございます。

この影響の部分について三番瀬再生会議のほうに報告し、三番瀬再生会議のほうでは専門家による「評価委員会」に検討をお願いし、その結果を受け、継続、見直し、中止という判断をし、その結果を意見として県側に返してくるという流れでございます。

「 P l a n 」のところ吹き出しを書いております。補足資料 No. 3 - 2 を参照してください。計画策定のところの流れでございます。

実施計画の策定案の作り方のところですが、まず実施計画の素案を考えまして、その中でどのような調査項目が必要かを検討。それに基づき事前の調査を行い、その調査結果に基づき影響、再生の効果の検討を行い、その評価をした上で、事前の調査の内容については適宜三番瀬再生会議のほうにも報告し、必要に応じて三番瀬再生会議からの助言を受け、最終的な実施計画案をつくっていくという形になります。この部分が 10 ページの吹き出しの部分の「 P l a n 」のところでございます。それで P l a n 、 D o 、 C h e c k 、 A c t i o n という形でマネジメント・サイクルによる再生事業を進めていくということでございます。

続きまして、「次第」のついた資料の 13 ページ、資料 No. 1 - 8 「三番瀬に係る『評価委員会』について(案)」でございます。

この「評価委員会」につきましては、

1 目的

三番瀬の再生を進める上で、再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の全体の自然環境への影響を評価するため、三番瀬再生会議の下部組織として専門家による「評価委員会」を設置する。

2 構成

委員の構成は 10 名程度とし、構成分野は次のとおりとする。

また、必要に応じて、そのほかの専門分野の学識経験者についても参加を求めることができる。

分野としては当面 10 分野を考えておりまして、(1) 都市計画、(2) 海洋環境、(3) 鳥類、(4) 環境アセスメント、(5) 水環境、(6) 底生生物、(7) 水生生物、(8) 海岸工学、(9) 漁業、(10) 景観ということを考えております。

3 役割

三番瀬の再生を進めるに当たり、三番瀬再生会議からの指示により、次のような役割を担うものとする。

(1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びその結果に基づく三番瀬全体の影響の評価

(2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、影響予測手法に対する意見及び影響予測結果に基づく影響の評価

- (3) 影響評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
- (4) その他再生事業についての専門的な分野における助言

4 会議の開催方法

- (1) 公開による会議の開催

- (2) 情報公開の方法

- ア 会議の開催情報、会議資料及び会議録について、インターネットを活用した情報公開。

- イ 会議参加者にも委員と同じ会議資料の配付

- ウ 会議の開催状況について、インターネットを活用した映像配信についての検討

- (3) 会議参加者に対する発言機会の付与

ということを考えております。

続きまして、15 ページの資料 No. 2 - 2 を以前配付しておりますが、これは具体的な期日が入っていない大まかな計画でございました。それに対して、今回、別冊のほうに用意した資料の 12 ページ、三番瀬再生会議の開催スケジュールですが、本日が 2 月 18 日の第 3 回三番瀬再生会議で上から 2 段目のところになりますが、3 月以降の三番瀬再生会議の概ね開催予定を今回決めさせていただければということで、3 月 24 日、5 月 18 日、7 月 20 日、9 月 22 日、11 月 25 日、年が明けてからは未定ですが、概ね 2 ヶ月に 1 回の頻度で進めていきたいと考えております。先ほど冒頭、副知事からも話をさせていただきましたが、3 月の第 4 回三番瀬再生会議におきまして再生計画のうちの基本計画についての諮問をできればと考えております。

以上がスケジュールでございます。

また元に戻りまして、「次第」のほうの資料の 19 ページ、資料 No. 2 - 5 「『個別の検討委員会』の設置に係る基本的な考え方について」を説明させていただきます。

知事が策定する再生計画のうち、個別の事業計画について検討するため、必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の基本的な考え方を次のように整理しました。

- 1 個別の検討委員会は、三番瀬再生計画検討会議（以下「円卓会議」と言います。）から提案された「三番瀬再生計画案」（先ほどの説明では私は「円卓再生計画案」と呼ばせていただきました）の適正な実現に向け、県が行う個別の事業計画（案）の策定や事業実施に当たって助言をいただくことを目的に、知事の下に設置します。
- 2 委員の構成分野は、学識経験者を中心に、委員会の性格に応じ、必要な分野を追加します。

県は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、個別の事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では、科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めていくこととします。

また、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、個別の検討委員会の委員としての参加を要請し、連携を密にすることとします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正な人数としますが、20 名程度を上限とします。

- 3 会議の開催方法は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念

に基づき、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うこととします。

また、よりよい事業計画案を策定するための建設的な意見を一般県民からのFAXやメール等により聞くとともに、会場参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら、運営してまいります。

個別の検討委員会の設置に係る基本的な考え方についての説明でございます。

以上、8ページから19ページまで再度説明させていただきました。

大西会長　それでは議論に入ります。

最初に枠組みについて議論して、それから「評価委員会」についての議論、それから最後に説明していただいた「個別の検討委員会」についての議論というふうに、分けながら議論したいと思います。

全体の枠組みについてですが、私のほうから確認します。「次第」がついた資料の8ページで、再生計画に基本計画と事業計画がある、事業計画に基づいて実施計画をつくるという整理がありますが、既に決めた設置要綱の第2条の1では、県が策定する再生計画について諮問に応じて答申を行うというのが再生会議の所掌事務ということになっていますが、そうすると、8ページの(2)再生計画(事業計画)の策定というところは、その諮問・答申に該当するということがいいですか。

事務局　今までの整理ですと、諮問・答申をしていただくものは基本計画、事業計画については重要事項という整理をさせていただいたように記憶しておりますが、いかがなものでしょうか。

大西会長　今の説明で、再生計画がパートが二つに分かれているという説明ですね。再生計画といえば、この二つが入るということになりますね。そうすると、設置要綱上は諮問・答申の対象になるように思いますが、別な解釈があるのですか。

事務局　当初の整理をそのようにしておりましたけれども、今お話ございましたように、諮問・答申という形にしても県側としては何ら支障がないというふうに考えます。

大西会長　そのところは今まではっきりしませんでした。再生計画はまだ出てきていないので何とも言いにくいところがあると思いますが、再生計画の中に事業の基本的なところまではおそらく入るのだろうと。ただ、具体的にどういう手法で事業をやっていくのかということについては実施計画になる。ここはPDCAというサイクルで回していくということがいま説明されました。そのところについては、個別の事業に対する専門検討委員会できて、そこで検討が進められていくことにはなりますが、この再生会議としては事業については全く知らないということでは役割が果たせないの、所掌事務にあるように、再生計画に含まれる事業の基本的な部分については第2条第1項(1)に該当すると、文言上そう解釈せざるを得ないということだと思います。

本木委員　私も一市民は、行政計画というのはこういうものなのかなと、何回も読み返しながらか理解しているのですが、なかなか難しいのですよ。

私は、いま会長がおっしゃるとおり、再生計画の中には基本計画と事業計画があります、そして基本計画については諮問を受け、そして答申をします、そしてパブリックコメントにかけて基本計画を策定します、この流れはわかります。一方で、事業計画は個別検討委員会を必要によってつくります、と。必要によってつくるのだから、つくらない場合

もあり得るといことも考えられるわけですが、では、それはどこで区別するのだろうか、こういう問題がちょっとわからない。意見を集約して個別委員会を設定して、そこで検討して、意見を聞いて、その上で評価して実施計画をつくる。私どもは一般的には、基本計画がまずあって、基本計画によって事業計画がつくられて、そして実施計画がつくられるというふうに理解できるのですが、きょうの資料の4ページ、きょう初めて出てきたような気がするのですが、木の絵に、基本計画があって、事業計画があって、実施計画になっていく、これは非常によくわかるのですが、一方、前の資料の14ページ、No. - 2「三番瀬再生計画の策定と並行して進める事業の進め方」というのがありますが、これは、基本計画をつくっているけれども、三番瀬の計画の中で緊急を要するもの、あるいは継続性を指摘されている事業については並行してやっていきますということであるから、護岸の問題であるとか、調査の問題であるとか、これは私はよろしいと思うので理解できるのですが、ここで見ると、真ん中に「計画案」とあって「基本計画と事業計画から構成される」というふうになっているのですね。このうちの一部を着手していきますと、この図ではそうなっている。要は、いま会長から、基本計画と事業計画、しかも再生計画の中の事業計画の策定、再生計画の中の事業計画は諮問になるのか諮問にならないのかというご指摘だったのですが、これは、私はこの部分を読んだ限りでは、諮問にはなっていないのですね。

大西会長　　どの部分ですか。

本木委員　　8ページの(2)。

(1)の部分については再生計画の基本計画ですから、これは諮問を受けて答申をしてパブリックコメントにかけて基本計画が策定される、この流れはわかるのです。だけど(2)の再生計画の中の事業計画のほうについては、これは諮問じゃないですよ。というふうに私は理解しているのですが。

大西会長　　その点の訂正を今私は求めたのです。実はこの会議の前に私と県と打ち合わせまして、さっきの点については、再生計画は基本計画と事業計画があると説明されてきたのですね。既に決めた設置要綱では、再生計画については諮問・答申をすると書いてあるわけです。そうやっていくと、再生計画というのはその二つを含むので、その二つが諮問・答申の対象になるということを確認したのですが、きょうの資料は違っていたので、そこをさっき確認して、いわば訂正してもらったわけです。

ですから、「次第」の資料の8ページの「(2)再生計画(事業計画)の策定」というところについては、いま冒頭で提案が訂正された。これは諮問・答申の内容。これはここで議論を踏まえて最終的に整理したいと思いますが、それでもよろしいというのが県のさっきのお答えです。だから、この文言がどう書いてあるかということにはとらわれずに、従来の流れ、既に決めたことを踏まえていくとそういうふうになると私は理解して、事務局とも合意したはずなのですが、ちょっと資料が違っていたので修正を求めたということです。

本木委員　　当再生会議の意見を受けて事務局がこの提案を修正するということについては私も了解できるのですが、少なくともこれは当初からもう何回も議論していた結果としてここに出されているので、そんな簡単にこれは修正していいのでしょうか。前のこの原案ができた根拠にはそれなりの根拠があるのだらうと思います。指摘されてすぐに修正

してよるしいものなのかどうか。

大西会長　では、その点も含めて議論したいと思います。この枠組みについては、議論はきょうやるということで、していなかったのですね。今まで例えば設置要綱とか決めてきたので、そこから推していくと、設置要綱を変えるか、今のところを変えるか、どっちかにしないと実はつじつまが合わなくなるのですね。そういう意味です。そこを含めて議論に委ねたいと思います。

川口委員　実は、この案を見たときに、私は勝手に深読みしたのですね。三番瀬再生会議では基本計画を諮問して、左側の国、関係市、漁業関係者のほうが事業計画をやると、そんなふうに勝手に深読みしてしまったのですが。

大西会長　何ページをご覧になっているのですか。

川口委員　資料の 14 ページ。これは前回からも僕は指摘しておりますが、この再生会議は、二元立法じゃないですが、二つに分かれているところがもともと大きな問題があると思います。ですから、基本計画は再生会議で諮問して答申するけれども、事業計画のほうは、県のほうは漁業関係者が出すのだというふうに見ておられるのではないのでしょうか。確認したいのですけれども。

大西会長　県に答えてもらいたいのですが、14 ページの資料の読み方はちょっと違うと思います。これは再生計画を決めていくときの手順で、国とか関係市とか漁業関係者の意見は県が独自に聞くことになっているのですね。再生会議にも諮問する。それで再生会議は意見ということですが、答申するという手続になっている。もともとこの二つはやることになっていて、これは個別事業委員会とはまた別だと思えます。

県のほうから説明してください。

総合企画部参事　「次第」のついている資料の 14 ページの図について、若干の補足をさせていただきます。

これは計画策定と並行して進める事業の進め方ということで、限定された幾つかの事業についてどう進めるのかというものを記したものでございます。これにつきましては、ここからまで書いてございますが、護岸、調査、環境学習、このいずれもそうなのですが、私ども現時点では、条例の要綱案に基づきまして、それに沿った形で条例制定に向けた準備も進めているわけですが、今のところ条例の上程の時期はまだお示しするような状態には至っておりません。しかしながら、条例要綱案に盛り込まれた内容に沿った形で進めていきたいというのをまず基本に置いております。それで、先ほどの当会議の設置要綱についてもそうですし、何を諮問する、何をどういうことについて再生会議から意見をちょうだいする、そういったものの整理を条例要綱案に沿った形で私どもは整理していたつもりですが、若干、設置要綱の表現であるとか、再生計画の基本計画、事業計画、この辺の振り分けのところまで十分消化しきれていなかったところがあって、それでちょっと混乱を与えるような結果になってしまっているのではないかと思っております。これについては申しわけなく思っております。

いま会長さんの指摘がございましたように、私どもとしましては、当初の考え方、いずれにしても事業計画についても再生会議の意見をあらかじめ聞いてつくっていくのだという考え方そのものには変わりございませんので、したがって、それを再生計画として一つにまとめたものとして、いずれも諮問という形であっても手続的にはそれほど変わら

ないものであるだろうということで、簡単に「はい」と言ったような印象を受けたかもしれませんが、手順としてはほぼ同様な手順を踏まれるということでのよろしいのではないかとということで、先ほどお答えしたようなわけでございます。

14 ページに戻っていただきますが、この個別の事業、先行して進める事業ですが、これにつきましても、個々の事業計画もしくはそれに基づいた具体の事業実施についても、条例要綱案の中にその手順等を定めてございます。一つには、この図で言いますと左側にございます国、関係市（行政機関）、漁業関係者の意見も聞くことになっておりますし、事業計画を策定する、あるいは事業実施をするにあたっては、あらかじめ再生会議の意見を聞くことになっておりますので、順番としては、どちらかということ左側の意見を聞いてその調整をして、県としての事業の原案というものをつくり、それを再生会議のほうにお諮りする。すなわちご意見をちょうだいする。そのような手順になろうかと思えます。これは時点からしますと若干左のほうが早い、再生会議のほうがちょっと遅れるような、その後で行うような順番になろうかと思えますが、いずれにしてもこの図は条例要綱案に沿った考え方でこういう二つの手順を踏むのだということを示しているものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

大西会長 冒頭でいろいろやり取りがあったので、議論の焦点がはっきりしなくなったかもしれません。

大槻副知事 川口さんのご質問は、多分、市民の皆さんから見たときに、ここに国、関係市、漁業関係者というのが独立してある、ここにみんないるのになぜだ、という意味からご指摘があったと思うのですね。そういうふうに私は理解したのですが。

と申しますのは、行政機関がいろいろ物事を決めるときは、正式に法的に基づく協議というのがあります。そういう意味で、県という行政体があることを決めるときには、国との予算をひくくめた法規上の協議が一つ出てくる場合があるということ。それから、きょうはオブザーバーとして出ていただいておりますが、あらゆる計画をつくるときに、市町村と行政上の協議をしないと定まらないというものも出てきます。そういう意味で、国、関係市を外に出して、ここにお諮りする以前にきちっと制度上の協議をしておく必要があるという意味があります。それと漁業関係の場合も、漁業権を持っているそのゾーンで産業活動をやっている方に対し、いろいろな事業をやる場合にはこれもきちっと協議をしなければいかんということがありますものですから、ここだけは別に出している。そういう意味でございますので、これは事業計画をここでつくってこっちは関係ないだろうという意味合いではございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。

川口委員 今の説明自体はよくわかるのです。それから、こういう会議に分かれたという経緯も少し理解しております。ただし、この会議をやっている中でも、三番瀬の中で権利というものを所有しているのは漁業者だけです。漁業権というものを持っている。我々再生会議は、その権利に対してどの程度の意見というか、再生会議と漁業者の左側のほうの会議が一致すればいいのですが、一致しないときにどういうふうに調整するのかという話は第1回目のときにもちょっとお話ししたと思えますが。東京湾の約8割を漁業者は持っているわけですが、権利として。環境会議の人にしても、我々一般の委員にしても、権利とこの会議での諮問をどういうふうに調整するのですか。そこがいつも疑問になっているのでお尋ねしたのですが。漁業者を含めた行政が事業計画をつくって、我々はその基本のほう

だけを諮問されるのかなと、14 ページから僕は深読みしてしまったということです。

大西会長　きょうの議論のテーマに戻って交通整理したいと思います。

設置要綱、既に決めたものがある、その中で所掌事務　再生会議は何をするかということで、まず1番目に、再生計画について知事の諮問に応じて答申を行うということだから、再生計画についての議論をするということです。これは3月に再生計画の提案があるということですので、それを受けて、どのくらいかかるかわかりませんが、一定の会議を費やして答申をするということです。その再生計画の中身は、最初のものは基本計画だけかもしれませんが、もう一つ事業計画という二つの部に分かれています。その両方がこの対象になるということです。

ただし、再生会議というのは、円卓会議と違って、計画をつくることが目的で生まれたわけではなくて、計画に基づいて再生のためのいろいろな事業を実施していくことに関わるというのが本来の役割です。したがって、いろいろな事業がこれから行われていくことになります。事業のうち公的なものは、県が中心となって行われるものが多いだろう。加えて将来については、民間といたしますか、NPOとかいろいろな団体がやっていくものも再生運動全体の一環として必要になってくる。公的事业については、したがって県あるいは関係市がやっていくだろう。それについては、信頼性の原理に基づいて再生計画に基づいて行われていく事業については、県の責任でどんどん進めていくことが必要だ。ただ、再生会議としては、その事業が再生計画に合致しているかどうか、あるいは三番瀬の環境に悪影響を及ぼさないかどうか、そうした観点から関わる必要はあるだろうということ、ただしその事業の一事について、こういう方法でこういうふうにするということについては、県が場合によっては専門の検討委員会をつくって議論して実施計画を定めて進めていけばいいと、そういうスタンスでできているのがこの再生会議だろう。設置要綱もそういうふうに書いてあるわけです。

その辺の枠組み、境界線がなかなかピシッと机上では引きにくいのですが、一応大きな方向を確認して、これから個々の事業計画あるいは検討委員会の組織構成とかいろいろなことがここに提案されると思いますので、一つ一つはその都度了解していくことになると思いますが、大枠について確認したいというのが、きょうの議論の前半の趣旨です。

川口委員　今の会長さんの意見を受けまして。そうしますと、この会議は、例えば県のほうで計画を立てて、そのときに少し足りないものがあるといったときに、追加の意見を我々は出せないのですか。

大西会長　足りないものというのは、例えば……。

川口委員　例えばの話、「次第」のついた資料の13ページ、委員会の構成が(1)から(10)までできていますね。そういうのに対して、私自身は個人的にまだ足りないものがあると思っているのですが、そういう場合に「追加してください」とかいうことは言えないのですか。

大西会長　今のご質問については、きょうこれから「評価委員会」について議論しますから、そのときに11番目が要ると言っていたことはできます。

川口委員　わかりました。

本木委員　事業計画も再生計画の一つなのだから諮問を受けてここで議論をしようという部分については、そういう修正が入るならそれはそれで結構ですが、何回か前の議論の中で、

それでは個別の検討委員会はこの再生会議との関係がどうなのだろうかという議論をしたような記憶があるのですが、この 18 ページの図からしてもそうなのですが、知事の下にこれは設定されるものであるというふうに私は理解しているのです。この事業計画というのは、個別検討委員会に説明して意見を聞いて、そして事業計画の策定に入っていき、こういうふうに説明されているわけです。そうすると、諮問を受けるということになると、検討委員会と当再生委員会との関係はもう 1 回確認しておかないといけないような気がするのです。

大西会長 おっしゃるとおりです。

別冊の資料の 3 ページをご覧くださいますと、ここに今の計画間の関係図があって、さっき説明がありましたが、左側の表側（ひょうそく）に「県再生計画」というのがあって、これは県が策定して、さっきの確認では、これを当再生会議に諮問する。これには基本計画と事業計画も入っているということですね。

右側を見ると、「再生事業」という表側（ひょうそく）があります。事業計画と実施計画が合わさって個別の再生事業の計画が完成しているということで、この実施計画について個別の検討委員会が議論して詰めていこうと、私はそう理解していて、しかし何をするかわからないのを全部委ねてしまうということでは基本計画との関係性もわからないので、事業計画の基本的な部分については再生計画の一部としてここでいわば諮問事項になる。そのどこに線を引くか、事業計画と実施計画の間の線がどこに引かれるか、実際に出てきてみないとわからないところがありますが、そういうことなのではないか。具体的に何か一つの事業についてどういう方法でどういう期間どこの場所でどういうふうにするのかということはおそらく実施計画の内容に入ると思いますが、そもそもどんな事業をするのか、護岸を整備するのか何なのかということについては、事業計画の基本的な部分になるのだろうと、私はそういうふうに理解しているのですが、県のほうにも確認しないと、方向がずれていてもいけないので。いかがですか。

総合企画部参事 今の点について、別冊として用意した資料の 8 ページに、先ほど事務局から説明した「事業計画策定に当たっての手順（案）」と、9 ページに「実施計画策定に当たっての手順（案）」ということで、これは両方に記載してございますように、私どもといたしましては、個別の事業計画を策定する段階から知事のもとに必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の中での検討を経て事業計画を作成し、また、その事業計画に基づいた具体の事業実施についても同様にこの「個別の検討委員会」において検討し、いずれも県の案として策定するという手順を考えております。

その先の違いにつきましては、先ほどの整理をもとにして、その上に立って、8 ページの「事業計画の策定」ところで、と、事業計画案の策定と三番瀬再生会議との関係で記載してございますが、ここをお読みいただきますと、が「事業計画案の事前説明」、

として再生会議のほうから意見をいただく。その後、修正が必要であれば修正をして事業計画案としてまとめ、パブリックコメントを経て決定するという手順になります。先ほどの修正で、が基本計画とあわせて事業計画の部分も諮問という形になる。したがって、が諮問・答申というような修正になるかと思えます。

9 ページの実施計画につきましては、同じ「計画」という言葉を使っているので非常にわかりにくいですが、私どもの今のイメージとしては、再生計画は基本計画と事業計画。

これはいわば再生計画書として冊子としてまとめるというイメージを抱いていただければいいかと思います。実施計画のほうは、実施計画書という形で取りまとめることを必ずしも意味しておりませんで、個々の事業については毎年度の予算過程を経て具体の事業実施に移っていくものも当然あるかと思いますが、これを再生計画の実施計画書という形でまとめるイメージは今のところ持っておりません。したがって、それで区分けがされるのかなと思いますが、実施計画については事業の具体の実施というふうに考えていただければよろしいかと思います。それは、9ページにございますように、この再生会議との関係で言いますと、ここにございますように、あらかじめその事業の実施、もしくは具体の事業の実施計画をつくるにあたって、計画案の事前説明をし、それについてのご意見をちょうだいするというので、そんな整理をさせていただければと考えております。

後藤委員 再生計画、基本計画と事業計画が一緒になって、これは答申・諮問になるよという言葉に、今の県の説明でも変わってきたということです。僕は、そのほうが非常にいいなと思っていました。前回までかなり意見を言わせていただいたのは、基本計画と事業計画が分断されたのではないかというのがあって、大西会長からの説明で非常にすっきりして、この二つが一緒になれば、これは諮問・答申ということで再生会議の位置づけがはっきりするかなと思っています。

もう一つ、いま本木さんから話があった「個別の検討会議」の位置づけが、皆さんがもしそういう認識であれば、そこをどういう位置づけにしていっていいのか。ここが今までですと、知事のほうで「個別の検討委員会」をつくって、目的等について説明して、再生会議のほうに意見を述べるような形で設立させるということだったのですが、ここが諮問・答申になるとまた別の形態をきちっと考えないといけないと思いますので、もし皆さんが事業計画までは諮問・答申だという認識でよろしければ、そこを確認いただいて、次の議論、「個別の検討委員会」をどうしたらいいのかということについて議論したほうがいいのかかなと思っています。

大西会長 では、計画と再生計画の会議の関わりということについて、これまでの議論から、再生会議というものが基本計画と事業計画と実施計画という三つのパートに分かれている。そのうちの基本計画と事業計画の部分をあわせて再生計画というふうに呼ぶ。これについては諮問・答申、再生会議の中でかなり詳しく議論する対象になる。一方で、事業計画のほうは、その下に実施計画がくっついて完成する。その実施計画については、個別の検討委員会で必要なものについてはきちっと議論していただいて、むしろ行政ベースで進めていく。それに対する再生会議の関わりは、モニタリングとか、基本的に再生計画と合致しているかどうかというチェック、つまり重要事項についての説明を受けながらそこで意見を言うという関係になる。そういう理解でよろしいでしょうか。特にこの点についてご異論がある方は発言をお願いいたします。

木村委員 いま会長が言ったことでいいと思いますが、僕は円卓会議には出てなかったので、再生会議から出てきたのですが、基本的な先ほど出ました漁業関係者のこととか、そういうものがきちんとした論議がなされていないなという感じがしました。最終的には、「行政的な施策を各分野ごとに体系的に明らかにする」と事業計画に書いてありますが、県が漁業関係者から意見を聞いて、どういう形でこの再生会議に持ってくるかわかりませんが、行政的な体系から言うところこういうふうになりますよという、県のイニシアティブをこっち

が追認するみたいな形ですね。

僕はどうしてそう思ったかという、前に「陸と海との連続」とかありまして、この前、防波堤のことをやりましたね。そのときに、ちょっと草が生えてみたい、ああいう感じね。こりゃなんだと、そういう形で、悪く言えば、行政的にはこうなっちゃうんですよという形で、そこのところをよくこの再生会議でチェックしていかないと、結局は、行政のイニシアティブを私たちが追認するという方向性が危惧されると僕は思っていますので、そこを僕はチェックしていきたいと思っています。別にこれは誰も答えなくていいですが、そういう感じがしました。

だから、会長の方向で結構ですけれども、そういうことを私たちがチェックしないと、結局はそういう危惧に陥ってしまうと、僕はそう思いますので。

大西会長 いろいろ議題がありますので、今の枠組みの考え方について異論がある方、ご意見をいただきたいと思います。

佐野委員 「個別の検討委員会」というのはいいのですが、当初の案のときには、「個別の検討委員会」の中に漁場再生の個別の検討委員会というものもあったというふうに僕は記憶しているのです。ところが現在は、先ほどの川口委員の話ともつながってくるのですが、漁場再生については、再生会議とは全く別に漁場再生検討会議だか漁場再生検討委員会というものが新たにできたわけです。そうすると、前回の会議資料の 21 ページ、資料 No. 3 - 1 「三番瀬漁場再生調査事業」というのが、円卓会議を受けて事業が実施されているわけです。となると、多分個別の委員会ということで、漁場再生についての個別の委員会も僕はこの中にできてこないといけないと思うのです。そうすると、再生会議の中で個別に出てくる委員会と再生会議とは全然別個にできている漁場再生検討会議との関係は一体どうなるのか、それが非常に疑問なのです。そこをはっきりさせないとまずいのではないかと思います。いかがでしょうか。

竹川委員 再生計画の中に基本計画、事業計画、それから実施計画と三つありまして、そのくくりが、期間で言いますと、基本計画が 10 年とか 15 年、事業計画が 5 年とか 10 年、実施計画が短期的で予算絡みの単年度的な形で区分けしてあるわけです。現在、護岸その他の問題にしましても、これは単年度の計画ということになりますと、もう既に計画の内容も極めて具体的で詳細なものになっていないと、それはいわゆる実施計画にならない。したがって、5 年とか 10 年というサイクルで護岸問題等は当然ある程度詳細な検討がなされなくては、実際に意味をなさないのではないかと思います。そういうことで、ここからここまでは再生会議のほうで答申ないしは諮問する、以下については完全に切り離されてやるのだという形で、実際にそういう運営ができるかどうか、その辺の疑問が非常にありますので、意見を言っておきます。

大西会長 完全に切り離すということはどこにも書いてないのです。重要事項については意見を言う機会があるという仕組みになります。全く切り離されてなくて、連動しているのですね。1 枚の表の中に入っていますから。それをご確認いただきたいと思います。

清野委員 きょうの資料の 14 ページを見ていただきたいと思います。

これは県へのお願いですが、先ほどから委員の方が、既に行政側でつくられたものを追認するような状況になってしまうのではないかという危惧を表明されています。そういう場合にどういうふうな構造が考えられるかということですが、14 ページの図で副知事さ

んが説明してくださったように、国、関係市、漁業関係者の方たちとの協議というのは制度上担保されていて、かつ協議というものが行われないと事業ができないということで、従来のシステムとして左半分が成り立っているわけです。一方で、市民参加の会議ということで、この三番瀬再生会議のようなものは、実際に意見の担保が制度上非常にあやふやです。

では、どうしたら市民の意見を従来の行政のシステムの中に反映されやすく、あるいは行政側からすると、協議を進めてしまったものがどんでん返しにあうということがないようにするにはどうすればいいかという、一つは、行政がやっていらっしゃる仕事の中身をもう少し具体的に公開していただきたいと思います。三番瀬再生計画案の中で幾つか具体的な提案がありました。それを読んだ場合に、行政の方は、誰と誰が協議しなければならないとか、どういう法律に基づいてどういう協議が発生するかということが想像できるはずですが、例えば河川協議とか、航路の協議とか、漁業権との協議とかさまざまなものがありますから、再生計画案の中で提案されたもののいわゆる行政側の協議がどういうふうなプロセスを踏むかというのを事前に出してください。それから、事業となったときには、いつぐらいから予算案をつくってその概算要求をして案が決定するのか、行政的な段取りがありますが、それもあらかじめ公開してください。それを公開していただければ、何がどういうふうに行政の中で進んでいるのかということがブラックボックスにならずに、市民の方も、これからどんなことが起きるのかとか、いつまでに意見をまとめなければいけないのかとか、もうちょっと具体的にわかります。両者にとって、議論したものが形になっていく場合に、行政の中身が公開されるほうがはるかにお互いに仕事がしやすいと思いますので、それをお願いしたいと思います。

大西会長　今の点も非常に重要な点だと思います。

今までご意見を伺って、さっき整理した大きな枠組みについては特にご異論がなく、その線引きをどうするかとか、「個別の検討委員会」の話についてのご意見だったと思います。大きな考え方としては、繰り返しませんが、再生計画については諮問・答申、実施計画については1条の2項以降重要事項についての意見を述べたり、あるいはモニタリングというふうに再生会議として関わっていくということで行きたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございました。

「個別の検討委員会」についていろいろご意見が出ました。漁場再生についてはちょっと例外的。つまり、今、漁業関係者がこの再生会議の中にまだ加わっていないという中で例外的で、本来、再生会議は漁業関係者も含めて成立させようと思っていますので、その時点では、当然、漁場再生に関わるものもさっき整理した枠組みに入ってくると思いますが、そうならない段階。ということは、漁業関係者の中に県なり再生会議にある種の疑問、あるいはもう少し強い感情をお持ちの方もおられて、そういうふうにはできていないということでもあります。しかし、その中で漁業関係者にも関係のあるいろいろな事業を議論していかなければいけないので、県のほうで、我々が描いているデザインとはやや違いますけれども、パイプを設定して議論の場をつくってくれている。そこに入っているメンバーの中には再生会議のメンバーの方もいらして、やや間接的ではありますがけれども議論がつながっているという面もあるわけです。それは例外的な状態として、できるだけ我々

がここで議論しているような状態に復することを願うということで、私はそういうふうに理解しています。

それから漁業権の問題についても意見が出ましたけれども、これは円卓会議の時代に、漁業権ということで、あるいは漁業関係のいろいろな法律の中で、漁業については環境との関係等についてもいろいろ規制があると。したがって、漁業そのものについてはそうした既存の制度があるので、それを尊重して、漁業権の中に我々が入っていくということは考えない。ただ、ごく一部、例えば覆砂というのは海底に多少手を加えるわけです。これが負の影響を環境全体に与える恐れがないわけではない。それに近い議論もここでやったわけなので、そういう問題については再生会議のマト - で、漁業権本体についてはここは議論する場ではない。もちろん尊重していくということであります。私はそういうふうに理解しております。

「評価委員会」について次に議論します。

「評価委員会」は、先ほどの資料の 13 ページ、資料 No. 1 - 8 に「評価委員会」をつくるということで、さっき川口さんからご意見もありましたが、なるべく早く「評価委員会」をつくる必要があるのかなということ、きょう大枠を決めたいと思いますので、ご意見があったらお願いいたします。

後藤委員 「評価委員会」ですが、もちろん再生会議の下につくられるということで、再生会議は非常に綿密に連絡を取りながら諮問・答申する場合にベースとなるようなものを作っていくという位置づけでいいと思います。

ただ、僕が懸念していますのは、円卓会議のときもそうだったのですが、専門家会議と再生会議が切り離されていく可能性があって……。専門家は専門家の議論でずっと進んでいきます。そうすると、その場に例えば一般の人が入って行って、その点についてはそんなに専門的に言われてもわからないよという部分もあるでしょうし、専門的なことも進めていかないといけないという二重の問題があって、それを構成としてうまく……。例えばコアはここでいいのですが、その委員会には、再生会議の委員なり、NGOで市民調査をやっている人たちがどこかワンクッション入れるような仕組みを。意見は切り分けて、ここまでは専門家で話し合ってください、それについてそういう人たちの意見をもう1度聞く、それから会場の意見を聞くというような、うまいプロセスができると非常に……。というのは、モニタリング当初から、それからここにも漁業の方が入ってきていいはずですし。そういう意味では、専門的に走り過ぎて、それは非常に重要なことですが、経験知とか、市民が見ているとか、この会議で出たものが翻訳されて市民のほうにつながらないでしょうがないので、その辺の工夫をちょっと入れていただければ。それがモニタリング自体だと思いますので、その辺の設計をうまくやっていただきたいというのが1点です。

工藤委員 文書の書き方だけのことですが、13 ページの「構成」というところを見ますと、2行目ですが、「そのほかの専門分野の学識経験者についても参加を求めることができる」。専門分野の学識経験者の参加を求めることができるのであって、それだけで構成するんじゃないですね。逆ですね。逆に言うと、これは参加を求めないこともできることになってしまう。この文章は、何人かは入れてやってくださいという書き方をしないとまずいのではないかと思います。

川口委員 私は、(1)から(10)までの構成においてとっても大事だと思うのは、この会議

でもある程度スピードを求められると思います。国とか県とか漁業者から信頼を得られない部分というのはそういうところにあるのかなというのが、僕がずっと見ていた感想です。少なくともここに出ておられる委員の方は、(1)から(10)について、それぞれ委員の方がトータルの自分なりの青写真をつくるべきだと思います。そうすれば、個々の専門家あるいは学識経験者の意見も、自分の持っている再生のイメージを皆さんが出し合って、その中で委員の中からより高い評価を得たものをだんだん保全の実施に向けていくという方法を取らないと、データ、データと言っても、そのデータを何年かけてつくるのか。また、そのデータを誰が使うのか、誰が有効に使えるのか。そういうところでなかなか議論が進まないところに苛立ちがあるのかなという感じがしているのですね。

そして、この中で足りないものが、僕は長年海を見てきて、汚染のメカニズムを防止する対応が1度も入っていないのですね。昨今の新聞をにぎあわせているJFEの問題にしても、せっかく千葉県で初めて全国に向けて千葉方式、知事が言っておられるように里海にする、たくさんの労力をかけて検討会議をやっている最中に、こんな不屈な企業があって、それに対して県の対応も「信用していた」と。

私は東京湾で50年もこの海を見てきましたから、今から約50年前に本州製紙が汚水を流して漁場がめっちゃめっちゃになったときのことを知っていますが、そのときに、本州製紙は江戸川でしたから東京都の対応だったのですが、これも「企業を信用していた」と。今度の県の環境保全課の人たちも「信用していました」。信用するのはとってもいいことだと思いますが、少しも危機に対する対応ができていない。

汚されたものを取り戻すのはどれほど大変か、この3年間で皆さんもそれぞれよくわかったと思いますが、僕はもう50年前から、汚れた海をきれいにするのはとっても大変なことだというのは身に染みてわかっています。漁ができなくなりました。生活が困りました。まちじゅうが全部だめです。そういうときに環境汚染防止のメカニズムを再生会議の検討委員会の中でつけて、子どもたちの学習にもそれを啓蒙していくといえますか。今、一般家庭だって、てんぷら油だって、大さじ1杯の油を水道管に流すと浴槽10杯分の水がそれを浄化するために要るのだというぐらいのことは、子どもたちでも知っていますね。その防止対策が何ら取られていない。

企業が一部の責任者を更迭したぐらいで、営業停止も何もされない。こんな状況が東京湾を汚してきたのです。この会議を長くやっている、漁場が毎年どんどん悪くなっていくんですよ。取れなくなってくるのです。ですから、慎重な議論をしながらスピードを上げていくということがとっても大事なことだと思っています。

ですから、11番目に環境汚染を防止する委員会の設置を強く望みたいと思います。

大西会長 (1)から(10)というのは、「評価委員会」の委員の専門性についてです。そこにそういう専門家が入ったほうがいいというご意見ですね。

細川委員 13ページ、資料 No. 1 - 8「三番瀬に係る『評価委員会』について」という資料で、出元が「千葉県」となっています。ところが「評価委員会」というのは三番瀬再生会議が自ら設置すべきものなので、千葉県がこういう案をつくっていただいたのはいいのですが、最終的には「千葉県」でなくて「三番瀬再生会議」ということでまとめるべきだと私は思います。

似たような指摘ですが、同じ冊子の9ページ、資料 No. 1 - 6、「2 再生事業の実

施」という記述の「第 3 段階 評価 (C h e c k) 」というところですが、この部分では、「三番瀬再生会議は」と主語が「三番瀬再生会議」になっております。ほかの段階はみんな「知事は」と書いてあります。この資料の出元は千葉県なので、本来でしたら第 3 段階の記述も「知事は」という主語にして書いたほうがよろしかろうと思います。読むときも混乱するので、気をつけたほうがいいかなと思いました。

大西会長 最終的に今おっしゃるような整理が「評価委員会」についても要るのかなと思いますね。

吉田副会長 13 ページの「『評価委員会』について(案)」、文章的には私はこれで結構です。

さっきから、この図が違っているとか違ってないとかいうのを指摘するのはどうかなとは思ったのですが、これは非常に大事なので指摘しておきたいのですが、「役割」の(1)(2)(3)(4)のところですが、「(1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びその結果に基づく三番瀬全体の影響の評価」という部分は、別冊の 10 ページに矢印が書いてありますが、その逆の矢印は書いてないですが、一応その関係が書いてあるということだと思います。それから、(3) 影響評価に基づく再生事業の継続の適否について報告して、それが助言されるという部分については、同じ 10 ページ、「評価委員会」から「再生会議」に矢印があって、そして「継続・見直し・中止」と書いてあるので、これは表現されていると思います。

表現されていないのが、「(2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、影響予測手法に対する意見及び影響予測結果に基づく影響の評価」という部分で、これは一般的な自然環境のモニタリングではなくて、具体的な事業計画に対して予測をしてどうなったかということの評価するというものですから、別冊の資料の 11 ページに、「適宜報告」、「評価委員会」が再生会議に報告して「必要に応じて助言」とか書いてありますが、確かに再生会議は「必要に応じて助言」と書いてあるのですが、「評価委員会」はこういう消極的なものではなくて、「助言」ではなくて「評価」と書いてあるわけですから、確実にやらなければいけないのではないのでしょうか。(1) は評価で終わっています。(2) も評価で終わっています。(3) は報告、(4) は助言ですが、おのずと重要性というか役割の大小が違うのかもしれませんが、(2) については、「評価」と書いてあるのだから、必ず 11 ページに「評価委員会」の役割を書いておかなければいけないのではないかと思います。

あまり図にケチをつけるのもあれなので、県のほうも、図の扱いで、あくまでもイメージ図のものは、先ほど「(イメージ)」と書いてありましたが、それについては認識を深めるためのイメージ図ということであまりケチはつけませんが、こういうふうに確実に要綱のようなものを説明したものは、細かいことまで言いますが、きちっと直していただきたいと思います。途中でも「修正」と書いてありますが、何日版修正だかだんだんわからなくなるので、何日版修正と書いていただく。そして確定したら図 とちゃんと決めていただいて、本文のほうに「(図)」と書いていただかないと、どれを参照しているのだから全然わからなくなるということで、その辺の図の扱いを前にもお願いしたのですが、わかるようにきちっとお願いしたいと思います。

大西会長 今の点は、なるべくご意見に沿っていきたいと思います。前々回の会議から同じ資料を使っていて、それに意見を反映した修正が施されたりしてかなり錯綜して、そろそろ

限界に達しているので、きょうは大分新しく整理をして決めて、それに基づいて、古いのは捨てて一たん整理するというふうにしていただきたいと思います。

清野委員 「評価委員会」の役割の中に、ぜひ勉強会や見学会の開催とか企画とかそういうのをに入れていただければと思います。

それは、先ほどからいろいろご意見がありますように、専門家の人たちがそれぞれ自分の専門分野を持ち寄って参加するわけですが、三番瀬をどうするかということに関しては、多分、専門家同士でお互いの分野を聞くということも必要なんですよ。例えば海の専門家は陸のことは余り知識がないし、逆というのもあって、円卓会議のときに、海と陸のそういった分野の差が、計画をつくるときに専門家会議としては大きく感じるころでした。市民の方たちが自主的にいろいろ企画される勉強会もあると思いますし、この「評価委員会」で専門家同士で例えばある特定のテーマについて開催するとか、いいデータが取れたときに、例えば一つのデータとか図面を見ながら複数の専門分野で議論するとか、そういったフットワークのいい活動をしていかないと、評価というのは非常にダイナミックでなく通り一遍のものになってしまうと思います。実際に今のものだけを見ていくと、自分がそういったときにいい評価ができるかという、資料をもとにという感じになって、非常にクールな助言になっちゃうような気がするので、もっと現実的に即してそんなことができればと思います。

ちなみに、勉強会とかでお呼びする方は、別に専門家に限らず、いろいろな調査をされた方、あるいは地域の郷土史を調べている方、いろいろな現象を見ていらっしゃる漁業者の方とか、テーマに応じて「ぜひこの人に話を聞きたい」ということは出てきます。できたらそういう役割も担わせていただいて、専門家の検討を一般の委員の方とももう少し密にできるような場として活用できないかという提案です。

大西会長 これについては、今から3月の間に設置をするということではないので、しかしそう遅くなく設置していきたいと思います。したがってきょう出た意見を整理して、設置要綱を再生会議の名前で作り直すことになりませんが、そういう格好で改訂版をつくって、次回またお諮りするというふうにさせていただきます。

第1番目の議題の最後のところで「個別の検討委員会」について、実施計画に当たるところですが、ここについて意見がありましたらお願いいたします。

事務局 その前に、県側から、先ほどの吉田委員からの意見のところで確認させていただきたいのですが。

別冊の11ページに県と「評価委員会」の関係の図を示してございますが、ここでの「適宜報告」というところを、「評価委員会」では評価をすべきという意見がございましたが、実施計画案をつくる段階においても評価を行います。県側では評価を行いますので、その評価と再生会議側の「評価委員会」での評価は重複する部分が生じてくるのかなと。そういったがために、県側で行う評価の状況を適宜報告し、それをご覧いただいて、必要があれば助言をいただくという考え方をここにに入れてございますので、その辺はどのようにしたらよろしいか、ご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

大西会長 さっきのご意見は、「評価委員会」の責任、役割として、県の評価、影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価を行うと書いてあるのだから、これはやらなければいけないのではないですか、ということです。

事務局 必ずということで、ダブルチェックということ……、県自らの……。

大西会長 県でつくった要綱について私は言っているのですが、そんな、私に聞かれても困るのですが。

事務局 そういった趣旨ですので、県自らがやることと「評価委員会」がやることとの調整を図って再度考えさせていただいてよろしいでしょうかという提案なのですが。

大西会長 「調整」という言葉を曖昧に使いたくないのだけれども、要するに、県がやることについて「評価委員会」としての評価があり得るということですね。その独立した機能を定めておいていただければいいのではないですか。「評価委員会」は、自分でいろいろ評価するというよりも、県が評価の材料、モニタリング等の実施主体ですね、多くの場合。そのデータをどう見るのか、あるいは調査の方法がいいのかどうかということ。「評価委員会」が議論して、一定の助言なり、あるいはある種の結論を下すということだろうと思います。そういうことがわかるように、つまり、書いてあることと絵が違わないようにしてくださいという趣旨です。

事務局 はい、了解しました。

吉田副会長 一言だけつけ加えさせていただきますが、多分、事務局からお話があったのは、影響評価を両方でやるということだとダブってしまうということだと思いますが、それはこの『評価委員会』について」という中では、影響予測をするにあたって手法が妥当かどうか、その予測結果が妥当かどうかということをチェックするということが書いてあるわけで、多分、影響予測自体は各県の各担当課のほうでなさって、それを三番瀬再生会議に持ってきてくださると、再生会議が、会議の場所に出さなくてもいいのですが、会議を通じて「評価委員会」が、この予測方法が妥当かどうかとか、そういったことをご意見申し上げる。そういうことがここに書いてあるのだと私は思います。

事務局 はい、わかりました。

後藤委員 「評価委員会」のところで一つお願いしたいのは、情報処理とかデータ解析の専門家を入れておかないと。県のほうでやったシミュレーションに対して意見をある程度言える方を入れていただきたい。ぜひ、これはお願いです。再生会議のほうで設置するのだから、入れていただきたい。

大西会長 今のも、さっきの意見の中に含めたいと思います。

それでは、「個別の検討委員会」に関わる問題です。実施計画に関するところです。ここについて特にご意見があったらお願いいたします。

後藤委員 今、会長から実施計画ということがあったのですが、事業計画段階で絵としてはまだ残っていますね、補足資料8ページの資料 No. 2 - 2 「事業策定に当たっての手順」というところで。実施計画だと9ページの話になると思いますが。8ページの位置づけがまだはっきり見えてこなくて、9ページだけが残ってここはなくなったという解釈なのか、それとも8ページの検討委員会についても議論するかどうかということをはっきりさせていただきたいと思います。

大西会長 ここについては、元の県の資料とここで議論したことがずれていますので、次回までにここだけ調整したいと思います。おそらく「個別の検討委員会」というのは同じものになると思いますが、個別の委員会の前半部分のところでは事業が基本計画に含まれることが議論されて、そのところは再生会議に諮問される。その後のほうについては実施計画

なので別の扱いということになるのか、あるいは県のほうで事業計画部分まではつくった段階で検討委員会が立ち上がるのか、この辺については今ここで詰められないと思いますので、次回までに詰めるということで。いずれにしても、実施計画の本体のところには必要なものについては「個別の検討委員会」が存在して、検討が行われるわけです。

そこについての考え方はそういうことでよろしいでしょうか。

本木委員 非常に基本的なものではないかなという気がするのですが。先ほど私は、8ページの「事業計画案の策定」の中で、既に行政ベースで進められる「個別の検討委員会」から出された意見を十分加味した上で事業計画案というものが出されてくるのだらうと、こういうふうに理解したのですが、そうだとすれば、この行政ベースで進めていかれる「個別の検討委員会」というのはこのままで再生計画の外にある。では、再生計画との関係はどうかということ、ここで検討された要素は事業計画案の中に盛り込まれて再生計画の中に諮問されてくるというふうに理解したのですが、間違っているのでしょうか。

大西会長 今おっしゃったところを原案と変えたので、おそらくすぐに整理がつかないだらうと思います、いま本木さんがご指摘になったところは。そこについては、今回は県のほうから提案が出にくいですね。いかがでしょうか。

大槻副知事 こういう事業計画をつくる時に専門家に入ってもらう行政側のステージはどの辺からかというのを通常考えますと、毎年毎年の予算をつくる実施計画レベルは当然のことですが、その上にあるいわゆる基本計画の大きな理念を受けた事業計画、その辺を頭に置いて次のステージを議論してもらわないと、専門家にとっては何のためにこの検討委員会に入っているかわかりませんので。多分、次回にでも正確に申し上げますが、私どもとしては、事業計画というステージをつくる段階から専門家の方々がいった検討委員会を立てながら委員の皆さんに議論してもらって提示するというのが一番ふさわしいだらうと思います。その辺、先ほどの「諮問・答申」というところからちょっと揺れていますが、行政計画をこの会議の皆さんに提示する際は、我々行政の中に技術者もおりますが、専門家の皆さんを入れて自信のあるものを提示するという立場でございますので、事業計画レベルからこの検討委員会が入ってもらうのが通常ではないかと思っております。

後藤委員 僕はそこを一番懸念していて、個別の検討会議がいっぱいできて、再生会議でそれを一々報告を受けて、直接じゃなくて知事からまた……、この流れですとそういう形になってしまうとなると、僕はもっと混乱するのではないかと思います。前回発言したのは、再生会議の下に個別の検討会議が事業計画レベルであるのだったら、そこできちっと位置づけておかないと、こっちのほうでは違う結論が出て、こちらの再生会議で議論したと全く違うことが10も20も起こってくる可能性があるわけです。さっき「実施計画とまだ切り分けがうまくいっていないので」というお話でしたが、事業計画策定レベルから入るのであれば、再生会議の下に置いたほうがスムーズに行くのではないかなというイメージだけは持っています。それだけは確認しておきたいと思います。

大西会長 後藤委員はかなり以前からそういうご主張だと思っておりますが、そこで考えなければいけないのは、再生会議は円卓会議のような格好ですべての議論に最終的に責任を持つということになりますので、すべてここで議論するということになるのですが、事業を進めていくスピードもあると思うのですね。それを考えると、行政が検討委員会の意見を聞きな

がら進めていくというのを基本にして、直接は再生会議は知事に対して意見を言うという格好ですね。そここのところで集約していただいて正しい方向で事業を進めていくというほうが、機動性が確保される。これからの三番瀬再生を考えると、行政が少し前面に出て仕事を進めていくという面も必要だと思いますので、再生会議はチェックをするという役割がその場面ではかなり大きくなるのではないかと私は考えていて、こういう案で二つに分けたほうがいいのかなど。何せまだ机上ですから、進めていかないとわからない面があります。

今出た「諮問・答申をどこまでするのか」という問題も、非常に重複感があって、形式だけにこだわっているということになるのがいいわけではないので、したがってその辺も、最初幾つかやってみて、おかしければむしろ要綱のほうを修正するということもあり得ると思いますし、再生会議の本来の役割はきちんと果たせて、しかも必要な事業については一定のテンポで進められるという、両方を満足することが必要なのかなと思っています。

本木委員 非常に大事な部分だと思うのですが、この「個別の検討委員会」の位置づけを後藤さんは確認したいとおっしゃっているのですが、そこも含めて保留するというのであれば、これは話は別です。しかし、先ほど会長は、行政ベースで進める機関だというふうを確認されているのです。それを前提に私はこういうふうに理解しましたということを確認させていただいた。それは、この「個別の検討委員会」から出されたもろもろの意見、提案は行政計画案の中にもう入っている、それを私ども再生会議に諮問してくるのだというふうに理解したというふうの確認したかったのです。いま副知事がおっしゃったのも、そういう視点に立ったお答えだったような気がするのですが。こちら辺を確認しておけばよろしいかと思うのですが。

大西会長 今おっしゃったとおりですね。再生計画のうち事業計画の部分についてのつくり方ですね。そうすると、今度は事業計画という体系の中に入ると、個別事業の計画というのは、事業計画と実施計画から成り立つということになります。そのうちの事業計画については、多くの場合、おそらく、ここは副知事のコメントですが、「個別の検討委員会」を立ち上げて、そこで議論していただく。それを知事がつくって、知事のもとに検討結果が報告されて、それをもとに県のほうで個別の事業についての事業計画が再生計画の一部としてつくられる。これについては再生会議のほうに諮問されて、再生会議で議論して答申する。それを受けて、今度は個別の事業で実施計画がつくられていく。個別の事業については、事業計画と実施計画という一気通観の体系の中で計画がつくられて実施されていくということですね。

そうすると、おそらく検討委員会の中に再生会議のメンバーもかなり入るケースが多いと思うのですが、片方で検討委員会の中で議論して、それを受ける再生会議でもう1度同じテーマについて議論するということになるのです。これがそれぞれ役割が違って無駄のない議論であればいいのですが、何となく重複しているなということが将来ははっきりすれば、そこについては少しやり方を修正していく必要がある。

それを含めて次回までにこの辺の整理を県のほうでしていただいて、改めて提案していただくということにしたいと思います。きょうの段階での確認は、本木さんがさっき言われたような確認でいきたいと思います。

川口委員 そうしますと、「個別の検討委員会」の答申がそれぞれ知事に出されますね。先ほ

ども触れましたが、トータルな再生のイメージというのはこの検討委員会でちゃんとテーマとして検討できるのでしょうか。例えばの話、「個別の検討委員会」でいろいろ出ますね。縦割りで全部答申が知事に上がっていくわけですね。その取りまとめを的確に誰がやるのですか。

大西会長 再生計画の基本計画のところがそれに当たると思います。再生のイメージとか基本概念が書いてある。それにもちろん個別の事業は整合性がなければいけないので、その基本計画の部分に今おっしゃるトータルが入っているということになっています。

川口委員 今まで、前回の円卓会議の資料を読んでも、どこにもトータルの再生案というは出てないですね。

大西会長 そこは再生計画を議論するときにはしたいと思いますが、円卓会議のメンバーはそれなりの再生イメージがあそこに入っていると思っている方も多いただろうと思います。

川口委員 僕が見る範囲では、どこにも出ていないですね。

大西会長 それは基本計画の議論のときにさせていただきたいと思います。

川口委員 はい、わかりました。

木村委員 行政ベースで吸い上げてもいいですが、これは例ですが、環境学習という個別委員会があります。そこで、再生計画案を見ますと、環境学習、教育施設の設定とかあります。これは谷津干潟にもありますが、そういう施設があるのですね。これは県のあるところで聞いたのですが、海岸沿いに研修センターをつくりまして、そこでいろいろ勉強したりする。ところが、そこで、一応生活ですから、汚水が出たときに、漁業関係者にお金を払ってくれというような問題が出てくるのです。その施設を許可するには、漁業権があるからいろいろな問題が出てくると。そういう問題が出てくるのです。そういうときに、具体的に県のほうで漁業関係者と相談してお金は払いましょうとか、再生会議の基本的な理念を侵すとか問題点を検討しなければいけないということが出てくる可能性があると思うのですね。例えばそういう環境学習で施設をつくるという問題一つにしても、もうちょっと踏み込んで、再生会議の人が委員として入っているとしても、問題点としてある程度検討してから知事に答申したほうがいいということをおもな言いたいのではないかなと思うのですが、そこら辺、ワンクッションは置いたほうがいいのかと僕は思いますけれども。

川口委員 今のと関連しますが、この会議は、前の会議もそうですが、総論ばかりしているのですね。具体的な各論に入っていけない。各論というのは、いま木村委員から話が出たように、再生会議としてはどういうトータルなイメージを再生・保全の完成プランとして、将来の希望というか、理想というか……。それがないために、県のほうでつくっても、それを再生会議で否定されたり、差し戻されたり、そういうことを繰り返しているうちにどんどん時間が経って行って、海はどんどん汚れていく。さっきの再生のプランに逆行するような時間の経過になっていると思うのですね。ですから、この再生会議としてはどういうものを再生の理想とするのか、それが何年かかってそこに到達できるのか、そういうことも含めて案を出すべきだと思いますけれども。それは細かなことでなくてもいいのですけれども、トータルな、湾岸はどうなっている、海の中はどうなっている、鳥はどうなっている、景観はどうなっているのだというものがイメージとして少なくとも出ないと、いつまで経っても結論が出ないのではないのでしょうか。

大西会長 円卓会議が始まったときにそういう議論をして、この円卓会議の再生計画案ができ

たので、いま一度お読みいただいて、もちろん足りないところはあるかもしれませんが、何もないわけではないと思うのですね。

川口委員 何もないとは言っていないのですが。

大西会長 時間が8時半になって、前にここで9時半までやってしまって、出入り禁止になるところを何とか頼み込んで今回もここでやらせていただいているということで、もう10分か15分終わらなければいけないのです。まだ議題が残っています。今の点については、個別に今年やらなければいけないものは既に始めていますので、次回に議論を積み残すことにさせていただきます。

確認すると、きょう決めたのは、大きな枠組みについて、再生計画が基本計画と事業計画と実施計画（これは再生計画とは呼ばないです）があって、それと再生会議の関係について概ね整理をしたということです。特に再生計画がどういうものかということは、少なくとも机上では整理した。基本計画と事業計画が入っている。これについては諮問・答申の対象になる。それから事業計画について、「個別の検討委員会」が県のほうでつくられて、そこで検討して内容が詰められていく。その重要な部分、事業計画に当たる部分、これは再生計画の中にも入りますので諮問・答申になるけれども、実施計画については、重要事項のチェックを再生会議はしながら、それはそれとして行政的に進めていく。概ねそういう整理だと思います。その中の「個別の検討委員会」が行う実施計画のところについては少しまだ意見が残っていますので、きょうディテールは決めてないということにしたいと思いますが、その前のところについては概ね合意されたということで行きたいと思います。

それでは、未消化ですが、会場から2人だけ今の点について意見を伺って次に進みたいと思いますが、どなたか、再生会議と再生計画あるいは実施計画の関係について意見のある方がいらっしゃいましたら。いかがでしょうか。（発言希望者なし）

ご協力ありがとうございます。

それでは、概ねこの議論でいいのかなということかもしれないので、そうやって進めていきたいと思います。

（４）その他

ア 千葉港葛南中央地区（-12m）岸壁の整備について

大西会長 それでは次に、前回の積み残しですが、千葉港葛南中央地区の岸壁の整備について、前回2点残っていたと思います。なぜ外へ29m出さなければいけないのかということと、構造が棚状になるパイプで組んでいく工法をとるということですので、その活用について、前回ご提案のものは「ちょっと……」という意見もあったので、どのように考えていくのか、それについて手短かに説明をお願いします。

事務局 県土整備部港湾課の土屋と申します。

前回に引き続き説明させていただきます。

既設の-10m岸壁、これは2バース、すなわち船2隻分の岸壁ですが、これを-12m岸壁1バース、-10m岸壁1バースに改良する。さらに耐震強化岸壁として整備し直すということにしたわけですが、それに伴い沖側に29m張り出すことにならざるを得ない

ということを前回説明いたしました。

なぜ 29m張り出すことになるかということですが、下の図を見ていただきたいのですが、- 12m岸壁の延長 240mと - 10m岸壁の延長 170mを加えた結果ということですが、

では、それぞれの岸壁の延長がどのようにして決まっているのかということについて説明させていただきます。

岸壁などの港湾施設は、港湾法の規定に基づいて定められている港湾の施設の技術上の基準と、その解説書に従って整備をする必要がありますが、これによりますと、岸壁の延長は船舶の延長に係留柵による船の係留に必要な長さを加えた数値とするということになっております。また、そのために使用する船の寸法ですが、船舶が特定できない場合、これは統計処理等によって定められた適切な値を用いるということになっております。

その数値の抜粋ですが、この表に示してあります。公共岸壁では船舶を特定することができないということで、この船の長さとか幅とか喫水を用いて岸壁を整備することになります。3万トンの船ですと、ここに書いてありますように、満載喫水が 11mであるため水深は - 12m、また船の長さが 185mというふうに数値が示されておりますので、これに係留柵のための延長を加えた 240mが岸壁の長さということになります。- 10mの岸壁も同様です。こういった数値は全国一律に示されております。

この図は、先ほどの図を拡大したのですが、もう 1 度繰り返すような格好になりますが、- 10m岸壁は 1 万 2,000 トンクラスの船の大きさに相当する岸壁ですが、船の長さが 144m、これに係留柵を取るための延長、ここには 13m前後が書いてありますが、これを加えて岸壁延長としては 170m。同じく - 12m岸壁では、3万トンの大きさの船、これが 185mの延長ということになりますが、これに係留柵を取るための延長を加えた 240m、これが岸壁の長さということで決まっております。これを加えますと、トータルで 410mとなりまして、結果として 29m張り出さざるを得ないということになります。

環境については、国の千葉港湾事務所から説明させていただきます。

千葉港湾事務所　引き続きまして、環境配慮型岸壁について、関東地方整備局千葉港湾事務所の沢木から説明させていただきます。

前回の会議で説明しましたが、今回はその経緯について補足説明をさせていただきたいと思えます。

環境配慮型岸壁の経緯といたしましては、まず 1 点目は、整備する岸壁が三番瀬に隣接していること、千葉県が策定した港湾計画では稲毛の人工海浜から三番瀬海域までが全国に先駆けて自然環境の保全・再生ゾーンと位置づけられている場所であるということから、全国で初めて大型の公共岸壁に環境共生型の機能を配慮することといたしました。

検討にあたりましては、学識経験者の方、あるいは行政関係者の方々による委員会方式で検討いたしました。

基本コンセプトとしては、1 点目は「東京湾蘇生プロジェクト」のパイロット的な事業として位置づけて、「環境にやさしい岸壁」とする。「東京湾蘇生プロジェクト」というのは国土交通省の施策でございまして、下水道部局では合流式の下水道を分流式に変えるとか、あるいは海上保安庁が航路に置いているブイを活用して水質データの公表をすとか、あるいは港湾の部分ではゴミ、油の回収をすとか、あるいは干潟とか藻場の造成を行って水底質の環境改善を行う、そういう事業の総称でございまして。

2点目には、生物の生息場の提供と事前事業のモニタリングにより事業の効果を評価していく。

それから、地域との連携により情報の共有化と発信を行っていくことを考えております。

環境配慮技術の検討項目といたしましては、「生物の生息場の提供技術」と「水質浄化の提供技術」、この二つに大別して、その中の赤書きになっている「生物の着生」あるいは「循環促進」「酸素供給」という中から、柵式環境配慮型構造、波エネルギー利用、青潮侵入阻止、超微細気泡というものを検討して、最終的に適応可能と考えられる技術として、経済性、維持管理、あるいは効果の面から検討した結果、柵式環境配慮構造と波エネルギー利用が有効ではないかと考えております。

また、この技術はあくまで試験的なものでありまして、環境に配慮した一つの技術になっております。したがって、皆さん方から幅広く技術の提案をお願いしたいと考えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それから補足ですが、前回の会議で予算が平成 17 年度と申しましたが、誤りございまして、16 年度に現地に着手する予算を約 2 億円持っております。4 月には工事を発注したい、そのための準備作業を始めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大西会長 確認します。この 29m 張り出すということについては、こういうことでよろしいでしょうか。これをきちんと満たさないと、- 12m、- 10m それぞれつくるということを前提とした場合、補助事業としての補助金が交付されないということ。それから、平成 11 年 4 月に規格が改定されたということですが、これ以降、この基準を下回る計画及び着工の例はないと。その 2 点を確認したいと思っております。

事務局 まず 1 点目、補助事業として採択されるかされないかという問題ですが、- 12m は直轄事業なので補助事業というわけではないのですが、事業として採択されるかされないかと考えますと、240m なくても岸壁の利用に支障がないのだという技術基準等に示されている根拠を超えるような中身が整理されないと、それは難しい。それを超えるような中身が整理できるかという、今はそれが妥当であるという格好で整理されていますので、それは難しいと考えております。したがって、結論からすると、240m あるいは 170m の岸壁の長さを下回るような岸壁の整備を国の事業あるいは補助事業として実施することはできないと考えております。

2 点目の基準の年次の話ですが、今の既設の - 10m 岸壁は延長が 185m ありまして、185m が 2 バース、船二つ分あるわけですが、これは昭和 54 年の基準に従ってできているわけですが、このときは - 10m で 1 万 5,000 トンぐらいの船まで留められるという基準になっておりました。それは、船の深さ、長さ、幅、これは統計的に決めておりますので、その統計を取った年次が、多分、昭和 50 年とか 52、53 年だと思いますが、そのときの統計の結果である。今の基準に直しますと、今は平成 11 年ですので、これは平成の……。

大西会長 質問に端的に答えていただかないと、時間切れになって、次回送りになりますが。

事務局 今の基準ですと、したがってその数値が変わっているということで、改定するときにはそういった数値が洗い直されるということですが、今はそのままの数値を使っております。

では、そういった例はないかということですが、これは調べたところ、ございません。すべて 240m で整備されている。あるいは - 10m ですと 170m で整備されているということです。

国土交通省 私は国土交通省の今井と申します。

港湾の技術上の基準ということで、私はこの基準の担当官になったことがあるので、ご説明申し上げます。

- 12m 岸壁は長さ 240m と基準で決まっておりますが、なぜ 240m なのかという、対象船舶 3 万 DWT を対象にしておりまして、3 万トン級の船が接岸してその上で綱取りをする、そのための安全上必要な長さが 240m ということです。

大西会長 それは書いてあるので。さっき説明を受けました。何か追加的なことがあれば言っていたら結構ですけれども。

国土交通省 今、旧基準の話が出ておりましたが、変更になったというのは、船の設計の考え方が年代によって変わってきますので、その統計処理の結果、対象の長さが変わってきているということでございます。

大西会長 説明は以上として、質問、ご意見を。

大野委員 このことについて、これが秘密会議でなければ、委員会名と委員のメンバー名を、後ほどで結構ですから公開していただければありがたい。私は地元なものですから。

大西会長 委員会名というのは、どれの委員会名ですか。

大野委員 これは委員会方式で検討したと。

大西会長 わかりました。

佐野委員 説明は非常にすっきりしていてよくわかりましたが、私は全く素人なのでぜひ伺いたいのですが、(スクリーンの図を指して)この岸壁に 2 隻が係留することは多分あるだろうと思います。そのときに、こういう図で説明してあるのですが、これをこの辺に持ってくるのができれば、もう少し接近させてここを削ることも可能ではないかと、素人なので考えます。もう一つは、こっちに出張る考え方もあるのではないと思うわけです。つまらないことを言っているかもしれませんが、私は、できるだけ自然に配慮して、人間の活動を遠慮できるところは極力遠慮していく。昔は、少しずつ、これぐらいならいいだろう、これぐらいならいいだろうと積み重ねた結果、悪い状況が生まれてきているわけですから、これからいい方向、環境改善志向をしていこうということであれば、極力、ほんの小さなことでも、できる限り環境に負担をかけない検討が重要だと思います。そういう意味で、つまらないことかもしれないですが、そういうことができないのか、また、できないとすればそこには法的根拠があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

事務局 まず、綱を交差させるということですが、安全上の問題から現在はそういうことはやられておりません。したがって、そのために岸壁の延長が 240m あるいは 170m と決められているということです。

(スクリーンの図を指して)それから、こちら側に出せないかということですが、これについては、前回は説明させていただきましたが、こちら側にも岸壁がございます。こちら側に出すということになります。ここは実質的に鋭角で入ってくるので使えなくなってしまうというのが一つ。それと、こういうふうに船が入ってくるわけですが、ここに飛び出していると操船上危険であるということで、やはりこちら側に出すのはなかなか

か難しいということです。

佐野委員 よくわかりました。ですけれども、皆さんの説明は、人間を優先した説明になっているわけですね。私が言いたいのは、もっと生物や環境に配慮するような方向に変わっていかねばいけないのではないかと。そこら辺の協議を本当はもうする時代になっているのではないかと。それを、現状がこうだからこうするしかない、前例がないからこうするしかないのだという説明だけでは、申しわけないのだけど私は納得したくない。再生会議なのでですからね。そう思っているわけです。

清野委員 この検討委員会の参加者の方について、私は今朝質問を差し上げて、ご回答をいただいたのですが、この再生会議の委員と専門家がオーバーラップしていない場合に、どういうふうに専門家グループ同士の合意形成を図るかということをお考えいただければと思います。

前回はそうですが、ここの何人かの専門家から、環境配慮型岸壁について、技術的なことについて、どういうことなのか教えていただきたいという質問が出たと思いますので、これに関しては、この委員会の主任技術者に当たるような方に1度説明会を開いていただいて、今回は時間がないので、ぜひ技術的な疑問に関して答えていただく場をつくっていただけたらと思います。

委員会の結論でこれが出ているということなのか、それともまだ議論する余地があるのか、そのあたりのスケジュールも教えてください。

ちなみに基本コンセプトの中に「地域の多様な主体との連携を検討し、積極的な情報の共有化を図り、広く一般に発信する」と書かれていますので、いま提案させていただいたことは基本的に受け入れていただけたらと思っています。

大西会長 さっきの説明にありましたけれども、この部分について、柵のところをどう使うかということについては、技術的により優れた提案があれば受け入れる余地があるということでもよろしいですね。

千葉港湾事務所 はい。ぜひ提案をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

大西会長 さっきの検討委員会は、29m張り出すという構造について議論したわけではないと。違うということですね。

千葉港湾事務所 はい。

大西会長 今回の委員会の議論内容について説明を受けて意見交換をしたいという清野委員の質問に対するのは、柵のこの絵の部分についてということですね。

清野委員 そうですね。特にこの柵の環境配慮という部分に関してです。

大西会長 それだと、これからも議論可能ということですね。

千葉港湾事務所 私どもは、検討委員会の座長には近藤先生をお願いしてやっていただいておりますので、この場ですぐお受けして先方の方に来ていただいてその説明会になるかどうかというのは、この場ではちょっと判断……。

大西会長 そこまでまだお願いしていません。それは委員の意見ですので。そういう可能性が少なくともあるということです。つまり、今年度予算で一部事業を始めなければいけないけれども、始めるところで柵の利用の仕方までが決まってしまうということではないと。

千葉港湾事務所 それは自由度がありますので、大丈夫です。

大西会長 それでは、そこについては事業が始まってからもまだ議論可能であるということで、こ

こでの今の議論についても今後検討していきたいと、私のほうでお願いしたいと思います。
清野委員 今年度、ほかに周辺海域でやる事業はありませんか。この構造物の設計とか、そういうところだけですか。

千葉港湾事務所 今、三番瀬の再生会議で検討対象範囲になっている範囲ではございません。

大西会長 ほかにご意見ございますか。

川口委員 単純な質問ですが、柱のスパンというのは、平面図に出ているマルの数だけでよるしいのですか。

事務局 ここに書かれているのは、係船するための柱です。基礎に入る柱はこれとは別です。海から飛び出す柱はこれとは別です。

川口委員 柱のスパンはどのくらいになっているのですか。海に入る部分は。

事務局 5 mメッシュで入ります。

川口委員 それともう一つ、僕は個人的には 29m張り出すことは大して問題じゃないと思っていますが、湾の奥のほうにはこれはつくらないのですか。

事務局 (スクリーンの図を指して)こちら側ということでしょうか。

川口委員 ええ。それは検討されたのですか。

事務局 こちらは既設の岸壁がございまして、一部岸壁をつくり直したりはしていますが、ここでそういったことをやるという計画は今のところございません。ただ、今回の工事でうまくいったりしたときに、それを参考にして今後そういったことをやっていく可能性は当然ございます。今は全く白紙です。

大西会長 ほかにご意見ありませんか。

構造的には、これは公共岸壁なので利用者がないと意味をなさない。利用者にとって非常に使い勝手が悪いとか入れる船が制限されるということだと公共岸壁としては成立しないということで、そういう経済性、利用のしやすさということも計画の上では大事だと。その上で環境と調和したということで、こういう計画になっています。

ここの地区は、写真でもわかるように船橋の海浜公園のところにかかるところで、少しスリットがありますが、三番瀬側の海域とは堤防で一応区切られている場所です。それから円卓会議でも今まで議論されてきて、何回か報告されてきたということもございます。

ということで、今の案について、いろいろご意見ありましたけれども、これはどういう手続になるのですか。我々は何をするのですか。何を期待されているのでしょうか。これは重要事項の説明に当たるのですか。

事務局 はい。

大西会長 重要事項の説明を受けましたが、今出た意見で、特に棚田、これは略称ですが、バースの下の部分の使い方については、なぜこういうふうなことになっているのかということ詳しく説明を受ける機会を、どなたが説明されるかということとはわかりませんが、少なくとも事務当局には説明していただけるだろうと。もし技術的にさらに優れた案があればそれを出していくということについては、改めて機会を設ける。構造については、きょうの説明について、これはだめだという意見は、ちょっとあったんですかね。でも、全体としては許容範囲ということではないかと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

川口委員 この円卓会議で、先ほど出ましたJFEに対して抗議文を出すとか、そういうアクションを起こしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

大西会長　　今の話題に限っていただきたいと思います。すみません。

それでは会場から、これも2人にさせていただきますが、ご意見ありましたら。

発言者A　　私は、船橋航路、市川航路を通して入出航する船舶の荷役を担当している事業者団体に所属して働いております。

今お話がありましたように、公共バースで - 12m水深というのは 40 バース以上ありながら、船橋航路、市川航路では1カ所もございません。そういう意味では、千葉港には公共バースで水深が確保されているところが非常に少ないということでございます。今、岸壁のクレーンなり自動車クレーンにしてもシャーシーにしても、すべてロットが大きくなっていることに対応できるようになっております。年間 2,000 万トンほどの貨物が積み降ろしされていますが、それに対応する岸壁が公共バースでは一つもないということで、3万トンの船舶が入ることを非常に期待しております。

なお、現在、貨物の引き渡しが港で行われているというのがほとんどですが、内航船と私どもが言っている国内船でも、モーダルシフトということで全部大型化してきております。そういう船については、千葉県の事業者、首都圏の事業者は、ここに入れないがために、横浜、東京まで持って行って引き渡す、東京、横浜で受け取ってくる。それはみんな地元の企業等の負担になっているということで、流通コストが非常に高くかかっております。そういう意味で、千葉内陸部に進出することは企業も躊躇している部分が非常にございます。

人口が昭和 27 年に 200 万であったのが、千葉県は 600 万になったとは言いながら、港の機構は非常に遅れております。その辺のところを勘案していただきまして、この 29m を延長することによって、また堤防の中ということで自然には相当配慮されていると思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

発言者B　　今の方がおっしゃっていたのに関係するのですが、手短に申し上げますと、3 万 DWT 級船舶が着岸できるそれが必要だと今の方がおっしゃったので、年にどのくらいあるか、予想される頻度を示していただければ余計説得力があるかなと。年に一遍とかあまり頻度が少なかったら、ちょっとどうかなという気持ちもあります。

それから、大規模地震時に緊急物資の搬入に利用可能な耐震性強化岸壁が不足しているということは、事業実施の経緯ということで説明されていますが、これは船橋港の中で耐震性強化岸壁が不足しているのでぜひつくらなければいけないのかどうかということを知りたいと思ったので、意見かどうかわかりませんが、申し上げました。教えていただければ、今でなくても結構ですけれども。

大西会長　　それでは、まとめのところ何かコメントがあったら。今、会場からの発言もありましたが、何かデータを持っていてコメントがあったらお願いします。

事務局　　3 万トンクラスの船がどれくらい入るかということにつきましては、これはあくまでも予測なので何とも言えないところですが、今、1 万 2,000 トンクラスを超えるような船が年間 50 隻程度入っているということで、それがこの岸壁ができたことによってどの程度 3 万トンになるかというのは、見ていかないとわからない部分が多い。したがって、責任ある数字としては申し上げられません。申しわけないです。

耐震岸壁ですが、船橋の埠頭には今は一つもございません。

大西会長　　以上で会場のご意見を終わりにさせていただきます。

イ 行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験について

大西会長 あと一つ議題として、行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験についてということで、これは円卓会議でも中心的に活躍されていた東大の磯部先生から実験計画が出ておりました、貧酸素水改善実験を行いたいと。4月以降に予備的な実験を行って、本実験を6～9月の間3ヵ月程度行うという趣旨です。ここで詳しく説明を受ける時間がありませんので、こういった実験は、基本的には結構なことだと思いますので、実験結果を報告する機会をつくるということを含めて進めていただきたいと思います、よろしいでしょうか。それでは、実験については以上のようにさせていただきます。

きょう用意していた議題は終わりました、さっきまとめのところで「評価委員会」について漏らしましたが、「評価委員会」については次回もう1回議論をして、きょうの意見を踏まえて「評価委員会」の中身を少し充実・整理して諮ることになります。

私のほうは以上です。県のほうでまとめてください。

大槻副知事 長時間お疲れさまでした。真摯な議論をありがとうございました。

今、会長からお話がありましたように、「評価委員会」の部分は次回に譲っておりますが、私どもとしては大枠の議論は終わったというふうに理解しております。今後の進め方は会長とまた相談させていただきますが、当初に申し上げましたように、できれば次回、基本計画部分について諮問させていただくと、川口委員からご質問があったように全体像が見えてくると思いますので、ぜひそういう方向で進めさせていただければと思います。

長時間ありがとうございました。

大西会長 きょうは時間がなくて言えませんでした、この間、「サンフランシスコ湾計画に学ぶ国際シンポジウム」が、大野さんを中心に、清野さんも参加されて行われたというのは報道されました。そういう試みも行われているということです。できれば三番瀬再生の協議会のようなものをつくって、再生会議はこういった議論になりますので、もう少し運動として広げていく必要がある。県のほうで行政的にいろいろな事業をやられていくと思いますが、一般の方を巻き込んで、あるいはNPOの活動などをネットワークして推進していくことが、再生のためには必要だろうと思います。その意味では、再生会議だけではなく、そうした運動体のネットワークとしての協議会のようなものをつくってやっていくことも必要だと思っておりますので、大野さんたちがやられているようなことがその核になっていけるといいのかなと思っています。

ご紹介していただく時間がなくて、大野さん、申しわけありませんけれども、また改めて次の機会にでもと思います。

4. 閉 会

大西会長 きょうは、これで終わりにさせていただきます。どうも皆さんご苦労さまでした。
以上